

≪石狩市国民健康保険税の課税限度額改定について≫

資料1

1. 国民健康保険税の課税限度額改定の経過

本市における国民健康保険税の課税限度額については、段階的に引き上げを行い平成23年度は73万円、平成24年度から平成26年度までは77万円、平成27年度は81万円となっている。

なお、地方税法に定められる法定限度額についても、段階的に引き上げられており、平成23年度から平成25年度は77万円、平成26年度は81万円、平成27年度は85万円となっている。

① 石狩市の課税限度額の推移

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医療分	所得割(%)	8.05	8.05	8.05	8.05	8.05
	均等割(円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	平等割(円)	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500
	限度額(円)	500,000	510,000	510,000	510,000	510,000
後期高齢者 支援金分	所得割(%)	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
	均等割(円)	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
	平等割(円)	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
	限度額(円)	130,000	140,000	140,000	140,000	160,000
介護納付金分	所得割(%)	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10
	均等割(円)	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
	平等割(円)	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
	限度額(円)	100,000	120,000	120,000	120,000	140,000
限度額計(円)		730,000	770,000	770,000	770,000	810,000

② 法定限度額の推移

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医療分	限度額(円)	510,000	510,000	510,000	510,000	520,000
後期高齢者 支援金分	限度額(円)	140,000	140,000	140,000	160,000	170,000
介護納付金分	限度額(円)	120,000	120,000	120,000	140,000	160,000
限度額計(円)		770,000	770,000	770,000	810,000	850,000

2. 課税限度額改定の趣旨

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布、平成27年4月1日に施行され、国民健康保険税課税限度額の法定限度額が「下表①課税限度額の改定（案）」のとおり引き上げられたことから、地方税法施行令の一部を改正する政令に基づき、平成28年度から課税限度額を改定するものである。

① 課税限度額の改定（案）

	改正前	改正後	備 考
医療給付費分	51万円	52万円	1万円引き上げ
後期高齢者支援金分	16万円	17万円	1万円引き上げ
介護納付金分	14万円	16万円	2万円引き上げ
計	81万円	85万円	4万円引き上げ

② 管内他市の国民健康保険料(税)課税限度額

市 名	年 度	基礎課税分	高齢者支援金分	介護保険分	合 計
札幌市（料）	平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
	平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円
	平成28年度	52万円	17万円	16万円	85万円
千歳市（料）	平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
	平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円
	平成28年度	52万円	17万円	16万円	85万円
江別市（税）	平成26年度	51万円	14万円	12万円	77万円
	平成27年度	51万円	16万円	14万円	81万円
	平成28年度	52万円	17万円	16万円	85万円
恵庭市（税）	平成26年度	51万円	14万円	12万円	77万円
	平成27年度	51万円	16万円	14万円	81万円
	平成28年度	52万円	17万円	16万円	85万円
北広島市（税）	平成26年度	51万円	14万円	12万円	77万円
	平成27年度	51万円	16万円	14万円	81万円
	平成28年度	52万円	17万円	16万円	85万円

※江別市、恵庭市、北広島市については平成28年度改定予定。

地方税法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文【抜粋】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、<u>五十二万円</u>とする。 2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、<u>十七万円</u>とする。 3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、<u>十六万円</u>とする。	(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、<u>五十一万円</u>とする。 2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、<u>十六万円</u>とする。 3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、<u>十四万円</u>とする。

【資料】

◎課税限度額改定による影響

(平成27年6月末現在)

所得基準 \ 年代別世帯	20歳未満世帯		20歳代世帯		30歳代世帯		40歳代世帯		50歳代世帯	
	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数
総所得のないもの～80万円以下	15	0	177	0	505	0	573	0	591	0
80万円を超え300万円以下	2	0	114	0	279	0	380	0	359	0
300万円を超え400万円以下	0	0	4	0	30	0	56	0	43	0
400万円を超え500万円以下	0	0	5	0	17	0	16	0	22	0
500万円を超え600万円以下	0	0	0	0	4	2	9	2	10	0
600万円を超え700万円以下	0	0	0	0	2	1	7	4	5	5
700万円を超えるもの	0	0	0	0	8	8	14	12	16	16
合 計	17	0	300	0	845	11	1,055	18	1,046	21

所得基準 \ 年代別世帯	60歳代世帯		65歳以上世帯		70歳以上世帯		世帯合計	
	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数	世帯数計	うち影響世帯数
総所得のないもの～80万円以下	676	0	1,048	0	2,067	0	5,652	0
80万円を超え300万円以下	525	0	1,185	0	972	0	3,816	0
300万円を超え400万円以下	40	0	47	0	34	0	254	0
400万円を超え500万円以下	22	0	28	0	19	0	129	0
500万円を超え600万円以下	14	2	14	0	8	2	59	8
600万円を超え700万円以下	13	13	4	4	4	4	35	31
700万円を超えるもの	21	20	14	14	10	9	83	79
合 計	1,311	35	2,340	18	3,114	15	10,028	118

※1 国保加入世帯のうち改正の影響を受ける世帯は118世帯、約1.18%。

※2 改正により見込まれる課税増加額は約259万円。